

あきた数学教育学会会費規定

(目的)

第1条 この規定は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の会則第7条の規定に基づき、本会の正会員，准会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、当年度分の会費は12月末までに納めなければならない。

- (1) 正会員 2,000円
- (2) 准会員 1,000円

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、本会事務局が指定する方法で当該当年度内に1年分を一括納入するものとする。

(退会)

第4条 本会の会則第8条の規定に基づき、自由に退会できるが、3年以上会費が未納であった場合、会費の催促を行う。催促を通知してから30日以内に未納金の支払いが無い場合は退会扱いとする。

(規程の変更)

第5条 規程の変更は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。